イ　同時中継放送及び告知放送以外の放送（一日の放送時間のうち三十分以内の時間について行われるものに限る。）

第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

二　前項イに掲げる放送を行わない放送時間の全部について、告知放送を行う中継局

三　受信障害対策中継放送を行う放送局

○法務省告示第三百十六号

福岡県前原市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年八月十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、前原市役所又は福岡法務局に照会すること。

平成二十一年七月十日

法務大臣　森　英介

福岡県糸島郡怡土村大字瑞梅寺千五百八十一番地　佐竹壽三太

○法務省告示第三百十七号

大阪市平野区役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成二十一年七月十日

法務大臣　森　英介

大阪市平野区背戸口四丁目三番地　櫻井　義之

○法務省告示第三百十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十一年七月十日

法務大臣　森　英介

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社皆生グランドホテル　鳥取県米子市皆生温泉四丁目十八番四十五号

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社皆生グランドホテル	鳥取県米子市皆生温泉四丁目十八番四十五号	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十一年七月十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第三百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十一年七月十日

法務大臣　森　英介

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社タガワ　長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬一万千七百番地九十六

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社タガワ	長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬一万千七百番地九十六	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十一年七月十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第三百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号ハ及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。

平成二十一年七月十日

法務大臣　森　英介

一　研修を事業として行う機関の名称及び所在地　株式会社**斎**藤ホテル　長野県上田市鹿教湯温泉千三百八十七番地二

二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社**斎**藤ホテル	長野県上田市鹿教湯温泉千三百八十七番地二	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十一年七月十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第三百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年七月六日法務省告示第二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十日

法務大臣　森　英介

第二号の表に次のように加える。

株式会社クリタエイムデリカ	埼玉県越谷市大沢三千二百七十一番地	食品加工

○法務省告示第三百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年八月二日法務省告示第三百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十日

法務大臣　森　英介

第二号の表に次のように加える。

電化工業株式会社	静岡県磐田市福田五千四百九十番地の六百二十	アルミニウム陽極酸化処理

○法務省告示第三百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年二月五日法務省告示第四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月十日

法務大臣　森　英介

第二号の表ジエス株式会社の項中「溶接」を「溶接、配管」に改める。